

令和5年度 財政援助団体等監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
ふるさと鹿野（経済観光部観光・ジオパーク推進課）			
指定管理委託について（その他） 指定管理委託について、基本協定書に約定されている、審査基準、提案事業、業務の再委託、修繕に係る届出及び承認の手続について確認ができなかった。指定管理者にあっては、基本協定書に約定されている意味について今一度確認のうえ、適正に事務処理されたい。 また、所管課にあっては指定管理者に対し協定書に規定された内容が遵守されるよう、適切に指導されたい。 （基本協定書第11条第3項ほか）	指定管理委託について、基本協定書に約定されている審査基準・処分基準を策定し所管課への報告を受けるとともに、提案事業・業務の再委託・修繕協議に関しても適切に事務処理をするよう改善を行いました。	R6.12.23	
利用料金の決定及び減免について（その他） 利用料金の決定については、「指定管理者が交流館条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定についてはあらかじめ市の承認を受けるものとし」と基本協定書に規定されているが、市の承認を受けていなかった。また、減免については「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用金額を減額し、または免除することができる。」と交流館条例第9条に規定されているが、市長の承認を受けないまま減免していた。 指定管理者にあっては、あらかじめ市長の承認を得るよう適正に事務処理されたい。また、所管課にあっては、指定管理者に対し協定書等に規定された内容が遵守されるよう、適切に指導されたい。 （基本協定書第27条ほか）	利用料金の決定及び減免規定については、本市及び市長の承認を得たうえで定め、適正に事務処理をするよう改善を行いました。	R6.12.23	
観光・ジオパーク推進課			
施設利用について（財産） 施設利用について、利用料徴収の基準が曖昧な状態で施設運営が行われていた。また、施設屋外にあるお祭り広場については、施設の駐車場として利用されており、一部は施設職員の通勤用車両の駐車場として、行政財産使用許可を出し利用させていた。お祭り広場は交流館条例に利用料が規定されており、その場所を駐車場として利用または利用許可している現状に疑問が生じる。 今一度、施設の現状を確認するとともに、利用料徴収の基準を明確にし、施設利用の公平性を確保されたい。また、利用料金については、現状にあった内容となるよう条例を精査されたい。	鹿野往来交流館屋外の「お祭り広場」の位置（範囲）に関する定義が曖昧であったことから鳥取市と指定管理者との間で令和6年11月5日付で協議を行い、協議結果を踏まえ同広場の位置（範囲）について指定管理者より11月7日付で承認をいただき「お祭り広場」と「施設駐車場」を明確に区分しました。 これにより、交流館条例で定める利用料徴収の基準に基づいた適正な運用ができるよう是正しました。	R6.12.23	